

選子齋院考

東郷富規子

先に関西大学文学論集四卷二号（昭和三十年一月）所収の拙稿「齋王考——宗教と人間性との葛藤——」に於て、古代から皇祖神護国神の奉祀者として存続して来た齋王が、次にその神聖さを失つて、形式的な制度に墮し、殊に平安時代に入つては、人々に如何に忌避されたか、又その原因は何にあつたか、更にそこから如何なる事態を生じたか等を究明した。その際、天皇五代に亙る長年月を齋院として奉祀せられた村上皇女選子内親王のあることを、異例として指摘しておいたが、今回はそれについて考察してみた。

一

選子内親王は円融天皇の天延三年（975）十二才で齋院に卜定され、華山・一条・三条各天皇の御代を経て、後一条天皇の長元四年（1031）に退下せられたのであるが、その間五十七年、実にその全生涯を神に捧げられたのであつた。当時、大齋院と呼ばれたのも、恐らくその長期間に亙る在職に由来するものであらう。前稿に於て述べたやう

に、齋王になることが極度に忌避されてゐた平安中期にあつて、かやうな事態が存したのは注意すべきことである。多数の中には、齋王の職務を望む方もあつたのか、それとも何か特殊な事情がこのやうな異例を生ぜしめたのであらうか。因に選子内親王が齋院といふ職を厭つたといふ明確な記載はどこにも見当らないが、齋院たることの喜び、もしくはそれに近い感情を抱いて居られた事実も無論記されてはゐないのである。

二

選子内親王の長期間に亙る在職について、日本紀略には① 華山院永観二年九月五日壬子。於_ニ宜陽殿_一奉_ニ幣帛於_一賀茂_一社。齋院選子内親王依_レ旧_レ不_レ改_之由。（傍点筆者、以下同）

② 一条天皇寛和二年八月八日甲辰。今日。卜_ニ定伊勢齋王_一。式部卿為平親王女恭子女王年三。卜食。但賀茂齋院不_レ改。

③ 三条天皇長和元年四月十九日丙辰。大外記敦頼勘_ニ申

伊勢齋王婦京賀、茂齋院不_レ改_レ之例_一。

④ 後一条天皇長和五年二月十九日甲午。卜_三定伊勢齋王。

中務卿具平親王女媁子女王卜_三食。(齋院のことを記さず)

と記されてゐるのみで、齋院を改めない理由を明らかにしてゐない。たゞ僅かに①の「依_レ旧不_レ改_一」といふ記事の中に、何ものかゞ窺へる程度である。これは旧例ニ依ツテ改メナイの意であらうと考へるが、こゝで必要とするのは何故旧例に依つて改めなかつたかといふことであつて、この記事だけではやはり釈然としないやうである。この「依旧」については後に考察することにして、選子齋院に関する記事を求めると、賀茂齋院記にも

① 永観二年八月花山院受禪、九月五日告_三齋王不_レ改_之由_一

② 寛和二年七月一条院即位、齋王不_レ改_之

③ 寛弘八年三条院即位之後、齋王不_レ改_之

④ 後一条院即位之後、齋王不_レ改_之

と、その事実を記すばかりである。その他、念の為に煩を厭はず挙げると、小右記の

④ 長和五年二月廿五日、今日於_ニ八省_一被_レ立_三伊勢使_一、

告御即位之由、又被_レ申_下不_レ替_三齋王_一之由於賀茂上、

といふ記事、御堂関白記の

③ 長和元年四月廿三日、明日可_レ被_レ申_下不_レ替_三齋王_一由_上、

同廿四日、以_三修理大夫通任_一為_三賀茂使_一、被_レ申_三齋王

不_レ替_由、

④ 長和五年二月廿五日、齋王卜_三定之由奉幣、源中納言行_レ之、又不_レ改_三齋院_一由奉幣使頼定宰相、

といふ記事、左経記の

④ 長和五年二月廿五日、差_三源宰相_一、被_レ告_三賀茂齋院内親王不_レ替_之由_一、

といふ記事等にも、その理由は見出せないのである。又、榮華物語にも

② 帝はかはらせ給へど、齋院には同じ村上の十の宮におはします。(さまざまのよろこび、上一〇四)

と見えるだけである。

こゝで前記の「依旧」とは何を例するかを考へてみよう。賀茂齋院記によれば、天皇讓位の際に齋院の退下せられなかつた先例としては、宇多皇女君子内親王・冷泉皇女尊子内親王の二例がある。但しこの場合にも、君子齋院については

醍醐天皇寛平九年八月十七日庚申。奉_レ遣_三使者賀茂神社_一。令_レ告_下不_レ改_三齋院内親王_一之由_上。(日本紀略)

寛平五年卜_三定、醍醐帝即位未_レ改_レ之(賀茂齋院記)

とあり、尊子齋院については

円融天皇天祿元年二月廿九日庚子。被_レ告_三申齋院尊子内親王不_レ改_之由_上於賀茂社_一。(日本紀略)

円融天皇天祿元年二月二十九日、被_レ告_三齋院尊子内親王不_レ改_之由_上、

とあるだけで、その理由には何もふれてゐないのである。

又、賀茂齋院記には記されてゐないが、三代実録には、光孝皇女穆子内親王の例も見られる。即ち

光孝天皇元慶八年三月廿三日癸未、喚_ニ神祇官於左仗頭_一、_ト定齋王_一、其伊勢齋者皇女繁子_ト食、加茂齋者皇女穆子、太上天皇在_レ神、_ト定入_ニ初齋院_一、今依_レ旧不_レ變、

とあるのがそれである。この「依旧」も、前記の考へに従ふならば、初代齋院有智子内親王の天皇二代の任期を指すものと思はれるが、有智子内親王の場合は齋院創設期であるから、例外と考へてよいと思ふ。何れにしてもこのやうな先例のあることは、選子内親王の齋院不改も、さして異とするに足らないといふことになるかも知れない。しかしながら穆子内親王や尊子内親王の場合は、_ト定後時を経ずして代位があり、まだ初齋院に在る中であつたから「齋院不改」といつても、事情は選子齋院の場合と自ら異なるのである。処でその際、両者とも齋宮は更迭しているが、これは「齋王考」に於ても述べたやうに、齋宮と齋院との性質上の相違に原因するものと考へる。次に君子内親王の例については、齋院に任ぜられて後に代位であつた時は、既に四年余を経過してゐたのであるから、こゝに何かの事情があつたらうとは考へられるが、手掛りになる記録が無い。たゞ大和物語に、齋院が父の宇多天皇に、偏愛を恨んで贈られた

おなじ枝をわきて霜おく秋なれば光もつらくおもほゆる

かな（五一段）

といふ歌のある処から、自己の境遇を不満として居られたことは知られるのである。

かやうに天皇の讓位があつた際に、齋王を改めないことが特例とされてゐた点は明らかであるが、その理由を諸記録に徴し得ないことは、以上述べ來つた通りである。

三

大鏡には

いつきの宮におほくおはしませど、これはことに動きなく、よに久しくたもちおはします。たゞこの御一筋（師輔系）の、かく榮え給ふべきぞと見申す。（中略）けに、加茂の明神などの、うけたてまつり給へればこそは、二代までうちつゞき、さかえさせたまふらぬ。（師輔、九八・一〇〇）

と記してゐるが、これによれば、師輔の孫にあたる選子内親王が移動なく神に仕へられたのは、偏へに加茂の明神の御氣に入つた為であるらしい。かく大宅世継に語らせてゐるのは、何か根拠があつてのことであらうか。もし事実そのやうなことがあるとすれば、齋院を改めない理由として、この特筆さるべき事柄が記録に残らぬ筈はない。

狭衣物語に於て、源氏宮を齋院にすべしとの世評を拒否してゐた父大臣が

賀茂よりとて、禰宜とおほしき人参りて、柙にさしたる

文を、源氏の宮の御方に参らざるを、あけて御覽されば、

神代よりしめ引きそめしさかき葉を我よりほかにたれか折るべき

よし、試み給へ。さてはいと便なかりなむ。

と確に書かれたりと見給ひて、(二下、一九五)

といふやうに、夢に神託を受けたことを記してゐるのは、或ひは当時の人々が、齋院の選定と賀茂の神意とを結び付けて考へてゐたことを示すものであるかも知れない。何れにしても神託といふものがトと同様に極めて曖昧なものであることはいふまでもない。

四

然らば選子齋院の長期在職の原因は何であつたらうか。それに該当するやうな事柄を順次検討してみよう。

(イ) 平安時代に於て美に対する感覚が異常に発達してゐたことは、種々の観点から言はれてゐるが、人間の容姿も例外ではない。栄華物語に記されてゐるやうに「女子は唯かたちを思ふなり」(見はてぬ夢、上二一八)と藤原為光が極言して、容姿の美しい娘だけを大切にして他を顧みなかつたことは特殊な例であつたとしても、美貌は女性にとつて重要なものゝ一つであつたから、選子内親王が自身の容貌を恥ぢて、齋院といふ逃避の場所を求めたと考へられないこともない。しかし他にそのやうな例も見当たらないから、

これは当時の慣習を無視した現代ロマン的推測であるかも知れない。

処で一応選子内親王の容姿を問題にしてみると、栄華物語には、彼女の幼時を「いみじうをかしげにめでたうおはします」(月の宴、上四二)とある。成人後の記事はないが、庖瘡でも患はない限りは、醜くなることもなからうから、このことは理由にはならない。

(ロ) 狭衣物語に

この頃は(狭衣へ)唯この御方(源氏宮方)に居暮し給ひつゝ、人間にはいひ知らぬ御気色などの漏り出づるを御覽するまゝに、(源氏宮へ)いと疎ましく心憂きにも、神の齋垣にのみいそがれ給ふ。(二下、一九八)

といつてゐるのは、源氏宮は齋院に選ばれたことを決して喜んでゐるのではないが、一方では恋を打明ける義兄の狭衣大将を避け得る点に安らぎを感じてゐるのである。選子内親王は、十二才の時に齋院に立つたのであるから、このやうな事柄を理由として考へることは出来ないであらう。

(イ) 平安時代に入つて仏教がますます隆盛になり、それがたとへ皮相的なものであつたとしても、当時の人々が仏教を信仰してゐたことは事実である。それにつれて、敬神の念が衰退した事実は「齋王考」に於て既に述べたが、このやうな時にあつて、ひとり選子内親王だけが神を崇め、その故に齋院として長く奉祀したといふことは考へられない。その上、大鏡に

昔の齋宮、齋院は、仏教などの事は忌ませ給ひけれど、この院には、仏法さへ崇め給ひて、朝ごとの御念誦かゝせ給はず。ちかうは、この御寺のけふの講に、さだまりて布施をくらせ給ふれば。いとより、神人にならせ給ひて、いかでかゝる事をおぼしめしよりけむ、とおぼえさぶらふは。(師輔、九八)

と記されてゐるのは、選子内親王が仏教を信仰して居られたことを示すものであり、更に寛弘九年(1072) 齋院在職中に草せられた発心和歌集をみると、その崇仏精神が形式だけのものでなかつたことは明らかである。即ちその序文に

妾久保ニ念於仏陀ニ。常寄ニ情於法宝ニ。為ニ菩提ニ也。釈尊説ニ法華一乘ニ。歌ニ詠諸如来之善ニ。爰知ニ歌詠之功高為ニ仏事ニ焉。(中略)名曰ニ發心和歌集ニ。是則所下以十方淨土之際。遍發ニ往生之心ニ。九品蓮台之上。終殖ニ化生之縁上也。

と、編集の目的を明らかにし、次いで

何以傾レ力當ニ堂塔ニ。教主懇ニ誓願之誠ニ。何必剃レ髮入ニ山林ニ。經生新ニ讚歎之徳ニ耶。

と記して居られるのは、自身の外形は如何にあらうとも、心は仏に帰依してゐる旨を披瀝されたものと思はれる。又その歌は凡て仏典より取材したものであるが、明らかけきのりのももし火なかりせば心の闇のいかではれまし

と詠まれたのは、仏法を我が生命の光と感じて居られたことが知られるのである。そればかりでなく

ぬる夜なくのりを求めし人もあるを夢の中にて過す身ぞ憂き

の歌には、仏道に専念出来ぬ境界を歎く気持が表はされて居り、詞花集雑下の

加茂のいつきと聞えける時に西に向ひて詠める

思へども忌むとて言はぬ事なればそなたに向きて音をのみぞ泣く

の歌からは、神に奉祀する身であるが故に仏教を忌まねばならぬ悩みがうかゞはれるのである。

以上の点から、選子内親王の齋院奉職は、決して敬神の念から発したものでないことは明白である。

(二) 齋王卜定の際にそれに適格な皇女、王女が無かつた為に、選子齋院をそのまゝ留めおかれたといふことも、理由として考へられる。しかしながら次項に於て述べるやうに、必ずしもその為ではなかつたやうである。

五

以上の理由は、すべて選子齋院の長期在任を説明するものではなかつた。ここに於て先に「齋王考」に述べたやうに、齋王の地位を忌避する余り、その卜定には常に権力者の意図が働き、外戚なき皇女や王女をして、その任にあたらせやうとしてゐた事実が、再び問題にされるのである。

選子齋院の在任中、齋宮は四度代つてゐるわけであるが、その中の三度までが王女であつたことは、この疑念を強くするものである。

円融天皇天延三年(973)六月、選子内親王は初めて齋院に卜定されたのであるが、次回の華山天皇永観二年(982)に於ける齋王更迭の際にそれに適格であると推定される皇女として(註)は、

村上皇女 資子内親王 三十才、母は藤原師輔女皇后安子

冷泉皇女 宗子内親王 廿一才、母は藤原伊平女贈皇太后懷子

の二人があつた。資子内親王については、栄華物語に

内にはひとつ御腹の女九の宮(資子)、先帝(村上)いみじう思ひ聞え給へりしを、この今の上(円融)もいみじう思ひかはし聞えさせ給ひて、一品になし奉り給へり。(月の宴、上五五)

帝一品の宮の御方、中宮の御方とかよひありかせ給ふ。

(花山たづぬる中納言、上六六)

とあるやうに、同母弟の円融天皇が親しく世話をして居られたことが見え、日本紀略・拾遺集(雑秋)・円融院扇合の記に於ても、そのことは知られるのである。又、円融皇后で一条天皇母にあたる藤原詮子と親交のあつたことは、詮子が懷妊の際に

一品の宮も梅壺(詮子)をば、御心よせ思ひ聞えさせ給へれば、いと嬉しうかひあるさまに思し聞えさせ給ふ。

(同七二)

と記されてゐることや、天元五年(985)に詮子を差置いて藤原遵子を立后させたことについて、資子内親王が円融天皇に不満を述べて居られる(同、七八)処からも知られるのである。宗子内親王については、栄華物語に

撰政殿の女御(藤原懷子)と聞ゆるは、東宮の御母女御におはす。その御はらからに、女宮二所生れ給ひにけり。されど女一宮(宗子)は、程なくうせさせ給ひて、女二の宮ぞおはしける。(月の宴、上五五)

と記されてゐるが、日本紀略や一代要記によれば、寛和二年(982)の折には、外祖父の太政大臣藤原伊尹は勿論、母懷子も既に薨じて居り、父の冷泉上皇は精神錯乱者であつたが、天元三年(983)に同母妹の尊子内親王が円融天皇に入内して居られたのを見ると、必ずしも不遇ではなかつたものと考へられる。小右記の

冷泉院二三四親王被詣女一宮(宗子)、飛香舎、主上被遣小螺鈿、細劍、御手本二卷、高麗笛一管、各三袋、三親王新也、(永観三年正月五日条)

冷泉院女一親王、於故修理大夫都芳門宅、従去廿六日、為故一条太政相(伊尹)修八講、今日五卷日、依内仰事、侍臣等調捧物参会、(同年三月廿八日条)

といふ記事には、当帝華山天皇が宗子内親王に好意を寄せ居られたことを示すものであり、又、公卿の敬意の程もうかゞはれるのである。

以上のやうな状態の中に、「簡^二内親王未^レ嫁者^一」^二之若無^三内親王者^一。依^二世次^一。」(延喜式神祇五)の規制を無視し簡^二定女王^一ト^レ之。

て、章明親王女濟子女王が齋宮に卜定されたのであるが、濟子女王に關しては、後に密通發覺によつて野宮から退下されたこと以外は、一切不明である。そこでその周辺から推測してみる。父の醍醐皇子章明親王は、皇胤紹運録によれば

三品彈正尹兵部卿、母更衣藤桑子。兼輔女。

とあり、日本紀略には

正暦元年九月廿二日甲午。二品彈正尹章明親王薨。年六十七。

とあるから、後には二品に敘せられたらしいが、兵部卿で了つてゐる点から考へて、親王として大して優遇された方ではなかつたと思はれる。又、母の身分が更衣であること、外祖父兼輔が五十七才の時に中納言のまゝで薨じてゐること等は、その母方の微力であつたことを示してゐる。その子女についても皇胤紹運録に源姓の男子二名・僧一名・女王二名のあつたことが記されてゐるだけで、彼等の母やその他の事柄は知り難いが、総じて親王の諸子が経済的に窮乏してゐたことは平安朝物語に散見する処であり、竹島寛氏も「王朝時代皇室史の研究」(二六頁以下)に述べて居られる。従つてその兄弟は濟子女王にとつて頼みになる庇護者ではなかつたと考へる。殊にこれより先、姉妹の隆子女

王が齋王に適格な八皇女のあるにも拘らず齋宮に卜定されたことなども、その庇護者の微力からではなからうか。

このやうに二皇女をおいて女王卜定がなされたことから考へて、選子内親王に然るべき庇護者が無いとすると、先例のあることを口実として、引続き齋院に留めおかれることは有り得たと思ふ。選子内親王は村上皇后藤原安子の所生であるとはいへ、嘗て権勢を一身に集めた外祖父の右大臣師輔は早く天徳四年(960)に薨じ、母安子も彼女の誕生によつて崩じたのであつた。そしてその伯叔父達は、順次に政權を握つたとはいへ、たゞ各自の立身に汲々として、兄弟相闘ぐばかりの状態であつたから、その姪を顧慮する暇もなかつたであらう。処で彼女と同腹の三姉はどのやうであつたらうか。承子内親王(第一皇女)は皇胤紹運録によれば天曆五年(951)四才にて薨じ、輔子内親王(第七皇女)は安和二年(968)に齋宮を退下してから、日本紀略等に見える正暦三年(968)四十才にて薨するまでの消息は不明である。資子内親王(第九皇女)については前記の通りで、他の姉妹と同列に扱ふことは出来ないやうである。そして玉葉集雜四に

一品資子内親王の許より、村上のみかどのかゝせ給へる物やと尋ねて侍りける、つかはさるとて、

選子内親王

子を思ふ道こそ聞かきしかど親の跡にも迷はれにけりとある処から、資子・選子内親王が全く疎遠であつたと

はいへないが、当時の慣習として、姉妹が頼り合ふこともなかつたと思はれる。又同母兄の冷泉院は精神異常者であり、円融院は前記のやうに資子内親王の面倒しか見られなかつたやうである。為平親王は源高明女を娶つた為に政争の犠牲となつたことは、諸書の記す処である。

以上述べて来たやうに、当時の齋王卜定の実態並びに選子内親王に有力な後見者のなかつたことが彼女の齋院当任の原因となり、回数を重ねる中には情性も加はつて、その特異な長期に至る在職を生じたものと考へるのである。

三回目以後の卜定については齋王適格者と考へられる皇女を挙げるに止める。

一条天皇寛和二年 (986)

皇女は存せず (この時の齋宮は恭子女王)

三条天皇長和元年 (1012)

修子内親王 十四才位、一条皇女、母は道隆女
中宮定子

(齋宮は当子内親王)

後一条天皇長和五年 (1016)

修子内親王 十八才位、前出

禊子内親王 十才位、三条皇女、母は藤原濟時
女、皇后妹子

禎子内親王 五才、三条皇女、母は道長女、中宮
妍子

(齋宮は禎子女王)

右にも見られるやうに、必ずしも皇女の無かつたことによるものではなく、又寛和二年の際にも皇女は居られなかつたとはいへ、他に王女が居られた筈である。

六

以上で選子齋院の天皇五代に亙る在職が、必ずしも彼女の好んで為したものであることを明らかにし得たと思ふ。此処で疑問に思ふのは、政治的権力の犠牲として、又は情性から当任を余儀なくされたとしても、彼女の意志を圧してまで、そのやうに永く当めておくことが、人情として出来たであらうかといふことである。それを強ひて離れようとしなかつた処に、消極的ではあるが、選子内親王の性格に由来する理由が考へられる。

選子内親王は応和四年 (964) の誕生によつて母后を死に至らしめたといふ不幸な宿命の持主であり、父の村上天皇も康保四年 (967) に崩じて、生後三年には既に孤児といふ不安定な境涯であつた。それであるから、十二才で齋院に立つまでどのやうな環境の下にはぐくまれたかは不明であるが、他の深窓の皇女達とは自ら異つた感情を以て成長したのではないかと推測される。枕草子 (七六段)・拾遺集 (哀傷)・後拾遺集 (雜三)・榮華物語等に見られるやうに、諸所の権門に対して時宜に応じて歌を贈り物を贈つてゐるのは、彼女なりの処世術から発したものと考へられ、又その社交的な性格も感じられるのである。大鏡に於て、賀茂祭御禊の日に、行列の前駆を勤めた藤原頼通が誤つて鴨河原から退出した時、選子齋院は即座の祿として、自身の小

桂をかづけたことを

いとをかしくもし給へるかな、祿なからむも便なく、とりにやり給はむ後、ほどへぬべければ、とりわきたるさまを見せたまふなめり。えせものは、えおもひよらじかし、(師輔、九九)

と道長が批評したことや、その同じ行列の際のことを

殿(道長)に御膝(まがひ)に、二所(三条皇子)ながらせす奉らせ給ひて「この宮たちみたまつらせ給へ」と申させたまへば、御輿のかたびらより、あかいろの扇のつまを、さしいでさせ給へりけり。殿をはじめたまつりて、「なほ心ばせめでたくおはする院なりや、かゝるしるしを見せ給はずば、いかでかは、見たてまつらせ給ふらむとも、知らまし」とこそは、感じたてまつらせ給ひけれ。(同、九九)

と記してゐるのは、当時の人々が彼女の機智を賞したものである。これが一方では

「この事、いとをかしうせさせたまへり」と世人申し、に、前帥殿(伊周)のみぞ、「追従深き老いぎつねかな、あな愛敬な」(同、一〇〇)

と伊周の誹謗を買つたとしても、やはり彼女の聰明さを語るものに外ならない。

このやうに処世術と聰明さとを兼備してゐた選子内親王の齋院当任に關聯して、皇女の経済状態や齋院の社交場化についても考察を及ぼしたい。

(1) 藤原基経以来、摂關政治が軌道に乗るに及んで藤原氏の経済的基盤は着々と固められ、更に道長に至ると、藤原政権の周辺には、同族小野宮実資をして

天下□地悉為一家領^(註二)、公領無三立雖地一歟、可^(註三)悲之世也、(小右記、万壽二年七月十一日条)

と嘆ぜしめるほど荘園が集中した。又その実資自身も、父の大政大臣関白実頼の荘園を悉く相続して「いみじき得人」といはれたことは、竹内理三氏の指摘する処である。これに伴つて、皇室の財源の減少を見たのは当然で、収入をそこに依存する皇親の経済状態は、諸権門に比肩すべくもなかつたと思はれる。

竹島寛氏の「王朝時代皇室史の研究」によれば、皇親の公的収入は、朱雀以降年給が令制の封祿(品田・食封・季祿等)にとつて代り、しかも前者の収入は到底後者のそれに及ばなかつたやうである。しかもその年給制度も、一条天皇以降やうやく衰退を來したことは、時野谷滋氏の述べて居られる処である。又その収入の大部分は遺産相続や外戚支給に頼らねばならず、従つて多くは後見者の富貴を利としたことが「王朝時代皇室史の研究」に論じられてゐる。源氏物語に

親王たちは、御後見からこそともかくもあなれ(宿木、五、二二四)

と明石中宮にいはせてゐるのは、この状態を裏書するものであらう。皇子ですらそのやうであつたから

女は心より外に、あはしく人におとしめらるる宿世あるなむいと口惜しく悲しき。(若菜上、三二七五)

かしこき筋と聞ゆれど、女はいと宿世定めがたくおはしますものなれば、よろづに歎かしく(同、二八四)

と考へられてゐた皇女に至つては、後見者の必要なことは絶対的であつたらう。そこで外戚の富力が経済生活にもたらす影響は、同物語に今上の女二宮について

父(母女御ノ父)、おとどの御いきほひい、かめし、かりし名残、いたく衰へねば、殊に心もとなき事などなくて、さぶらふ人々のなり姿より始め、たゆみなく時々につけつつ調へ好みて、今めかしく故々しきさまにもてなし給へり。

(宿木、五、二二七)

といつてゐる処からも知られるのである。そして母女御が亡くなると、父天皇が

誠には、御母方とても、後見と頼ませ給ふべき伯父などやうの、はかしくしき人なし、わづかに大藏卿、修理の大夫人などいふは、女御にも異腹なりけり、殊に世の覚えおもりかにもあらず、やんごとなからぬ人々を頼もし人にておはせむに、女は心苦しきこと多かりぬべきこそいとほしけれ、(同、二二九)

と心勞してゐるのも、権勢ある外戚の重要性を示すものであらう。事実、太政大臣道長の孫にあたる皇女の華やかな生活は榮華物語に見られる処であり、反対に、小右記の治安四年十二月八日の条に記されてゐる華山皇女が路頭で強

盜に殺害された事件は、微力皇女の余りにも悲惨な例であらう。

このやうに外戚と経済生活とは密接な関係をもつのであるが、選子内親王に頼るべき後見者のなかつたことは前項に述べた通りである。これに反して、齋院には公家からの定まつた少なからぬ支給のあることであり、身分も内親王としてかはらぬものである。従つて聰明な選子内親王が、齋院退下後の不安定な境遇を洞察し、又権力者に従はないことの不利を悟つて、畠任を押しつけられるまゝに、それに甘んじたといふことも、間接には考へられるのである。

(四) 齋院は通常紫野に住し、賀茂社の小御所には賀茂祭の折に籠るだけであつたやうである。その日常生活は必ずしも潔斎の中に送られるのではなく、かなり自由なものであつたらしい。狭衣物語に貴族達が齋院を訪れて蹴鞠や奏樂に興じたことが記され、(四上、三九九)榮華物語に

今年も十月に齋院(後一条皇女孁子)に行啓あり。この度は五六日ばかりおはします。十月廿余日庚申なるに、上達部殿上人まゐり、あそびの方も、ふみの道の人々も召しあつめ、残るなくまゐりて、歌よみあそびなどあり、(殿上花見、下一八九)

と記されてゐるのは、齋院御所の社交場化を示すものであらう。又裸子齋院の時には

侍ふ人々も、題を出し歌合をし、朝夕に心をやりて過ぐさせ給ふ。物語合とて、今新しくつくりて、左右方わき

て、廿人合などせさせ給ひて、いとをかしかりけり。

(煙の後、下二八四)

いふやうに、一種の文学サロンの如き觀を呈してゐたことも知られるのである。これらは齋王の本旨を忘れられた末期的現象であるとしても、その胚胎は夙に齋院創設当初に見られ、続日本後紀の承和十四年十月戊午の条に

弘仁十四年春二月、天皇幸^ニ齋院^{花宴}、俾^ニ文人^{賦^ニ春日}

山莊詩^一、各探^{勅^レ韻}、公主探^{得^ニ塘光行蒼^一}、即^{瀝^レ筆}曰^ニ (後略)

と書いて、その詩を録してゐるのである。

然らば選子齋院の場合ほどのやうであつたらうか。古今著聞集には

殿上人齋院へ参りける。御用意なからんことをはかり奉りけるにや。さる程に寢殿より打衣きたる女房あゆみ出て。筥をもちて殿上人に給はせけり。雪にて管をつくり。たるひにて竹を作りたりけり。すなはち内裏へもちて参りて御覽せさせければ。ことに叡感ありて大宮へ奉らせ給ひける。人々後朝に齋院へまいたりけりければ。酒肴をぞまうけられたりける。用意ありける事にや。(和歌、国史大系八五)

といふやうに、非常に風流な趣向を凝らして殿上人を迎へたことを記してゐる。従つてその御所が社交場化し、そこで行はれることが常に殿上の話題を賑してゐたことは容易に考へられることで、今昔物語には

齋院ニテオハシマス間、世ニメダクヲカクテノミオハシマセバ、上達部殿上人絶エズ参レバ、院ノ人共モ緩ム事無ク打チ解クズシテノミ有レバ、齋院許ノ所無シトナム世ノ人皆云ヒケル。(一九ノ一七、国史大系四八九)

と記されてゐる程である。このやうな状態であるから、紫式部日記の

今やうの公達といふもの、たはるゝかたにて、ある限り皆まめ人なり。齋院などやうの所にて、月をも見、花をもめづる、ひたぶるの艶なることはおのづから求め思ひてもいふらん。(岩波文庫六一)

との批判を受けたのであるが、枕草子のやうに宮づかへ所はうち、后の宮、その御はらの姫宮、一品の宮、齋院は罪深けれどをかし。まして此の頃はめでたし。(二二〇段)

と讚美するものもあつたのである。

同じ齋王であつても、齋宮と異つて京にあり、しかも右のやうな性格を蔵してゐた齋院御所は、才気あり社交性に富む選子内親王にとつて、決して過し難い場所ではなかつたと推測される。従つて齋院に當まることをそれほど忌避されなかつたと考へるのである。

七

選子齋院の天皇五代に互る在職が異例であつたにも拘らず、その原因が記録されてゐない点に端を発し、当時の思

想や状態を具顯してゐると考へられる物語などによつて、諸種の面からそれを推定してみた。そして直接原因としては「斎王考」に於ても究明したやうに、権力者の意図によつて甞任を余儀なくせられたのではないかといふことを考へ、又選子内親王の聰明さや社交性がその処世術と相俟つて甞任に甘んじさせたのではないかといふことを間接原因として究明した。これらの考へ方は余りにも穿ちすぎた、現代的な解釈であるかも知れない。しかし一見平坦であるかのやうに見える記録の裡にも、かくの如き複雑な事態が潜んでゐることに注意したいと思つたのである。

猶、賀茂齋院記には、崇徳天皇から二条天皇に至る四代廿七年を齋院として奉祀した輔仁親王女怡子女王のあることが記されてゐる。両者を比較すれば何か興味のある問題を見出し得るかも知れないのであるが、怡子女王の場合は平安末期で、世相も激変してゐることではあり、又の機会に譲ることにした。

附 記 (齋王と仏教との關係)

平安中期に至つて本地垂迹思想・神仏習合思想が發達して来たことは、辻善之助氏の「日本仏教史上世篇」(四三六頁以下)に詳しく論究されてゐる。それらの思想に先立つて、神も仏道によつて解脱し得るとの考へから、神の爲の度僧・読經・写經・凶仏や伊勢・賀茂以下諸所の神社に於ける神宮寺の設置等が行はれてゐたことは史書の記す如く

ある。一方、続日本紀に

宝龜十一年二月丙申朔、神祇官言、伊勢大神宮寺、先爲有崇、遷建他処、而今近神郡、其崇未止、除飯野郡之外、移造便地者、許之と記され、類聚国史に

弘仁七年六月丙辰、伊勢大神宮司從七位下大中臣朝臣清持有犯穢。并行仏事。神祇宮卜之有崇。科大穢一解見任。(一九神宮司)

と記されてゐるのは、伊勢神宮に於ける仏教疎止の傾向を物語るものであらうが、その背後にはやはり神宮への仏法侵入の深さが窺へるのである。賀茂神社に於ても、神宮寺設立以後の仏教との習合は

承和六年五月辛卯、始自今日、限三箇日、爲賀茂神、転読金剛般若経一千卷、(続日本後紀)

斉衡三年五月庚戌、請僧二百五十人於大極殿、及冷然院、賀茂、松尾神社、分読大般若経、限三日一訖、攘灾疫也、(文徳実録)

天安元年五月巳亥、請僧百五十人於賀茂上下、松尾大神社、令転読金剛般若経、限以三箇日、(同)

貞觀元年八月廿八日辛亥、依十禪師伝燈大法師位惠亮表請、始置延曆寺年分度者二人、其一人爲賀茂神、(中略)一人爲春日神(後略)(三代実録)

のやうに盛であつたことが知られる。

その後、延喜式に於て、伊勢・賀茂の両社に對して

凡寮官諸司。及宮中男女修ニ「仏事」。私奸密婚者科ニ中
秘一（神祇五）

凡鴨御祖社南辺者。雖レ在ニ四至之外。濫レ僭レ屠者等。不レ
得ニ居住一。（同）

と規定し、忌詞を課して仏教に関する言葉の口にすること
も禁じてゐるが、これらの記載によつて、両神社から仏教
が駆逐されたと考へるのは早計である。少し時代は下る
が、賀茂桜会縁起（註六）

神主賀茂梟主成助。相ニ迎ニ三春之令節一。開ニ演八軸之法
華一。随喜之輩。号ニ之桜会一。其期無ニ定期一。在ニ二月三
月之芳辰一。其日無ニ定日一。待ニ紅桜朱桜之盛綻一。薰修
黎及三千数十年一。彼身々矣。

と記すやうに、神主自ら社内に仏事を修したこともあつた
のである。

以上のやうであるから、齋王といへども必ずしも仏教を
信仰することが出来なかつたとは考へられないが、「齋王
考」にも述べたやうに、罪深しの刻印を押され、仏道修業
を疎止されて当人に大きな苦痛を与へてゐたことも否定出
来ない。選子齋院は三にも述べたやうに仏教信仰に関しても
例外的存在であつたが、大鏡に

加茂の祭の日、一条の大路に、そこらあつまりたる人、
さながらともに仏とならむ、とちかはせたまひけむこ
そ、なほあさましく侍り。（師輔、九八）

と記されてゐるのは、当時、加茂祭が如何に物見遊山化し

てゐたとはいへ、この神の重要な祭の日に仏心を結集する
といふ度外れの行動が、齋院としてふさはしからぬ振舞と
見做されたことを示すものである。

（註一） 齋王に適切な皇女及びその在否の推定については、拙稿
「齋王考」を参照されたい。

（註二） 新日本史大系第二巻「古代社会」所収、第三章第二節
「王朝時代皇室史の研究」所収、王朝時代に於ける皇親

（註三） の封祿制度と御経済状態

（註四） 「年給制度の基礎的考察」史学雑誌五九篇三号

（註五） 類聚国史・日本紀略には「幸元品有智子内親王山庄、賀
茂齋院記には「天皇幸齋院花宴（後略）」とある。弘仁十
四年には有智子内親王は齋院であつたから、この際は齋
院御所に行幸されたと考へる。

（註六） 加茂別雷神社所蔵の賀茂氏惣系図によれば、賀茂成助は
永承六年（1051）同社神主に補せられ、後冷泉・後三条・白
河各天皇の御代を歴して永保二年（1083）に没してゐる。

猶、紙上を借りて同神社の御好意に謝意を表したい。
これについては、多屋頼俊氏も著書「源氏物語の思想」

（註七） （一八八頁以下）にふれて居られる。

頁数を附した引用文の使用書は次の通りである。

源氏物語 対校源氏物語新釈

狭衣物語 有朋堂文庫

栄華物語・大鏡 岩波文庫

（本学副手 国文学専攻）